○○○○年○○月○○日

１．監査等委員会監査報告書の内容と根拠法令

|  |  |
| --- | --- |
| 2015年11月版　監査等委員会 | 根拠法令等 |
| **監　査　報　告　書** | 法399の2③、437･･･監査等委員会の職務、株主への提供 |
| 当監査等委員会は、 | 法326②、399の2･･･株主総会以外の機関の設置、監査等委員会の権限等 |
| ○○○○年○○月○○日から○○○○年○○月○○日までの第○○期事業年度における | 計規59②･･･各事業年度に係る期間 |
| 取締役の職務の執行について監査いたしました。 | 法399の2③一･･･取締役等の職務の執行を監査 |
| その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。 | 法437、施規130の2①②、計規128の2①②･･･監査等委員会の監査報告の作成・内容、株主への提供 |
| １．監査の方法及びその内容 | 施規130の2①一、計規128の2①一･･･監査等委員会の監査の方法・内容 |
| 監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました | 法399の13①一ロ・ホ、施規110の4･･･内部統制システムの体制整備内部統制システムに係る監査等委員会監査の実施基準･･･2021年12月16日改正 |
| 1. 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、
 | 法399の3①②･･･監査等委員会による担当監査等委員の選定監査等委員会監査等基準･･･2021年12月16日改正 |
| 会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。 | 法399の3①･･･取締役等その他使用人からの報告聴取及び状況の調査 |
| また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。 | 法399の3②･･･子会社からの事業報告聴取及び状況の調査(調査権の行使ではなく、通常の監査活動として記載) |
| ②　事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組み並びに会社法施行規則第118条第５号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。 | 施規118三イ、118五イ・ロ･･･会社の支配に関する基本方針、実現のために取組みの内容(いわゆる買収防衛策等) |
| ③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、 | 法396⑤二、三、399①③･･･会計監査人の独立性、報酬等の適正性 |
|  |  |
| 会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。 | 法397①②④･･･会計監査人による監査委員会に対する報告 |
| また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。 | 計規127四、128の2①二、131･･･会計監査人の職務の適正性を確保するための体制の確認 |
| 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。 | 法436②･･･監査等委員会による計算書類等の監査法444④･･･監査等委員会による連結計算書類の監査 |
| ２．監査の結果 |  |
| （1）　事業報告等の監査結果 | 施規130の2①、129①二～六･･･監査等委員会監査報告とその内容 |
| ①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。 | 施規129①二、130の2①二･･･監査報告の具体内容(事業報告)　 |
| ②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。 | 施規129①三、130の2①二････監査報告の具体内容(取締役の職務執行) |
| ③　内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。 | 施規129①五、118二、130の2①二･･･監査報告の具体内容(内部統制の体制整備) |
| ④　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。 | 施規129①六、118三、130の2①二･･･監査報告の具体内容(買収防衛策等に対する意見) |
| ⑤　事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。 | 施規118五、129①六、130の2①二 |
| （2）　計算書類及びその附属明細書の監査結果 | 計規128の2、127二･･･監査等委員会による計算関係書類監査 |
| 会計監査人○○○○の監査の方法及び結果は相当であると認めます。 | 計規127二、128の2①二･･･会計監査人による監査の相当性 |
| （3）　連結計算書類の監査結果 | 計規128の2、127二･･･監査等委員会による計算関係書類監査 |
| 会計監査人○○○○の監査の方法及び結果は相当であると認めます。 | 計規127二、128の2①二･･･会計監査人による監査の相当性 |
| ３．監査等委員○○○○の意見（異なる監査意見がある場合） | 施規130の2①、計規128の2①･･･監査委員の異なる意見の付記 |
| ４．後発事象（重要な後発事象がある場合） | 計規127三、128の2①二･･･重要な後発事象 |
| ○○○○年○○月○○日 | 施規130の2①三、132①、計規128の2①三、132① |
| ○○○○株式会社　監査等委員会 |  |
| 監査等委員　　　　　○○○○　印監査等委員　　　　 ○○○○　印監査等委員　　　 　 ○○○○　印（自　署）（注）　監査等委員○○○○及び○○○○は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。 |  |

２．監査等委員会監査報告の法定記載事項と記載状況

|  |  |
| --- | --- |
| 法定記載事項(法令) | 記載状況 |
| 監査等委員会の監査の方法及びその内容(施規130の2①一、計規128の2①一) | 「1．監査等委員会の監査の方法及びその内容」として記載。 |
| 事業報告及びその附属明細書が法令又は定款に従い当該会社の状況を正しく示しているかどうかについての意見(施規129①二、130の2①二) | 「2．監査の結果(1)事業報告等の監査結果」に①として記載。 |
| 当該株式会社の取締役の職務の執行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実(施規129①三、130の2①二) | 「2．監査の結果(1)事業報告等の監査結果」に②として記載。 |
| 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由(施規129①四、130の2①二) | 該当事実があった場合のみ記載。 |
| 第118条第二号に掲げる事項がある場合において、当該事項の内容が相当でないと認めるときは、その旨及びその理由(施規129①五、130の2①二) | 「2．監査の結果(1)事業報告等の監査結果」に③として記載。(内部統制ｼｽﾃﾑに関する取締役会決議の内容) |
| 第118条第三号に規定する事項が事業報告の内容となっているときは、当該事項についての意見(施規129①六、130の2①二) | 「2．監査の結果(1)事業報告等の監査結果」に④として記載。(会社の支配に関する基本方針及び買収防衛策等の内容、それらに対する監査委員会の意見) |
| 会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認めたときは、その旨及びその理由。会計監査人が通知をすべき日までに会計監査報告の内容を通知しない場合は、会計監査報告を受領していない旨(計規127二、128の2①二) | 「2．監査の結果(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果」に記載。「2．監査の結果(3)連結計算書類の監査結果」に記載。 |
| 重要な後発事象(会計監査報告書の内容となっているものを除く)(計規127三、128の2①二) | 該当事実があった場合のみ記載。 |
| 会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制に関する事項(計規127四、128の2①二) | 「1．監査等委員会の監査の方法及びその内容」中に記載。 |
| 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由(計規127五、128の2①二) | 該当事実がなかったため、記載せず。 |
| 監査役は、当該事項に係る監査役会監査報告の内容が当該事項に係る監査役の監査報告の内容と異なる場合には、当該事項に係る各監査役の監査報告の内容を監査役会監査報告に付記することができる(施規130の2①、計規128の2①) | 監査等委員会監査報告と異なる監査等委員の意見があった場合のみ記載。 |
| 監査役会監査報告を作成した日(施規130の2①三、計規128の2①三) | 作成日を記載。 |